

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 事件名不詳

国側当事者・国

平成28年7月28日棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
同指定代理人	小淵 和幸
同	紺野 豪
同	松井 和彦
同	関野 和宏
同	藤田 隆雄
同	横田 美代子
同	岩崎 英明
同	高江 花子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、2000万円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、我が国の仏教の主要な宗派において僧侶の妻帯が行われていることは不当であり、宗教法人としての実質を欠いているにもかかわらず、これら宗教法人に対して国税庁長官が課税をしていないことは違法であり、これにより精神的損害を被ったなどと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料2000万円の支払を求める事案である。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、国税庁長官が、我が国の仏教の主要な宗派の宗教法人に対して課税をしていないことが違法か否か及び原告の損害額であり、これに関する当事者の主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 原告の主張の要旨

ア 我が国の仏教の主要な宗派において僧侶の妻帯が行われていることは不当であり、宗教法人としての実質を欠くから、これら宗教法人に対し、国税庁長官が課税をしていないことは違法である。

イ 僧侶として現在の我が国の仏教界を憂えている原告は、上記アにより精神的苦痛を被ったものであり、これを慰謝するに足りる慰謝料額としては、2000万円が相当である。

(2) 被告の主張の要旨

ア 僧侶の妻帯の有無は、宗教法人の設立要件ではないから、僧侶の妻帯が行われていることをもって宗教法人としての実質を欠くとする原告の主張は失当である。

そして、法人税法等においては、宗教法人に対して一定範囲で非課税とする旨の規定が設けられているから、これらの規定に基づき、国税庁長官が宗教法人に対して法人税等を課さないことには、何らの職務上の義務違反はない。

イ 原告主張の損害額は争う。

第3 当裁判所の判断

1 (1) 宗教法人法（以下「法」という。）においては、別紙のとおり規定されている（ただし、必要部分のみの抜粋である。）。

かかる規定によれば、宗教法人を設立しようとする者は、法12条1項所定の規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならず、認証の申請を受けた所轄庁において、法14条1項各号所定の要件を備えていると認めたときはその規則を認証する旨の決定をし、規則の認証書の交付を受けた日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記がされることによって、宗教法人は成立することになる。

そして、仏教に関する宗教法人かそうでないかにかかわらず、上記のような規則認証その他の宗教法人の成立要件として、僧侶が妻帯していないことを要求する旨の法令の規定は見当たらない。

そうすると、僧侶の妻帯の有無にかかわらず、上記のような規則認証その他の宗教法人の成立要件を満たせば、宗教法人は成立するものと認められる。

上記のことは、現行法のみならず、原告が指摘する各宗教法人（甲1の1～10参照）の成立当時の宗教法人法においても同様である。

(2) そして、法人税法等においては、宗教法人に対して一定範囲で非課税とする旨の規定が設けられており（同法7条等）、仏教に関する宗教法人かそうでないかにかかわらず、僧侶が妻帯していないことを非課税の要件とする旨の規定は見当たらない（現行法のみならず、従前の課税年度における法令の規定においても同様である。）。

そうすると、宗教法人として成立した法人について、国税庁長官が、僧侶の妻帯の有無にかかわらず、所定の範囲で非課税としたことには、職務上の義務違反（国家賠償法上の違法）があるとは認められない。

(3) したがって、前記争点に関する原告の主張は採用できない（原告の損害額については判断を要しない。）。

2 なお、本件訴訟において原告が縷々主張するところは、意見としては傾聴に値する部分がないではないけれども、いずれも、法的な意味において、宗教法人に対する国税庁長官の非課税措置の違法性の有無に影響を与えるものではなく、前記判示を左右するものではない。

3 よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

別紙

1 2条（宗教団体の定義）

この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする次に掲げる団体をいう。

1号 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

2号 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

2 4条（法人格）2項

この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となった宗教団体をいう。

3 12条（設立の手續）1項

宗教法人を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。

1号 目的

2号 名称

3号 事務所の所在地

4号 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

5号 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の呼称、資格及び任免並びに代表役員についてはその任期及び職務権限、責任役員についてはその員数、任期及び職務権限、代務者についてはその職務権限に関する事項

6号 前号に掲げるものの外、議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項

7号 6条の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営（同条2項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方法を含む。）に関する事項

8号 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分（23条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を定めた場合には、その事項を含む。）、予算、決算及び会計その他の財務に関する事項

9号 規則の変更に関する事項

10号 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項

11号 公告の方法

12号 5号から前号までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によって制約される事項を定めた場合には、その事項

13号 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、その事項

4 13条（規則の認証の申請）

前条1項の規定による認証を受けようとする者は、認証申請書及び規則2通に次に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

1号 当該団体が宗教団体であることを証する書類

2号 前条3項の規定による公告をしたことを証する書類

3号 認証の申請人が当該団体を代表する権限を有することを証する書類

4号 代表役員及び定数の過半数に当る責任役員に就任を予定されている者の受諾書

5 14条（規則の認証）1項

所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該申請者に通知した後、当該申請に係る事案が次に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えていると認めるときはその規則を認証する旨の決定をし、これらの要件を備えていないと認めるとき又はその受理した規則及びその添附書類の記載によってはこれらの要件を備えているかどうかを確認することができないときはその規則を認証することができない旨の決定をしなければならない。

1号 当該団体が宗教団体であること。

2号 当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

3号 当該設立の手續が12条の規定に従ってなされていること。

6 15条（成立の時期）

宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因って成立する。

7 52条（設立の登記）

（1）1項

宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から2週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

（2）2項

設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

1号 目的（6条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）

2号 名称

3号 事務所の所在場所

4号 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

5号 基本財産がある場合には、その総額

6号 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

7号 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る23条1号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項

8号 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由

9号 公告の方法

以上